

情報通信サービス契約約款

2019年12月

関西エアポートテクニカルサービス株式会社

目 次

I 総 則	5
第 1 章 総 則	5
第 1 条 (約款の適用)	5
第 2 条 (約款の変更)	5
第 3 条 (通信の秘密の保護)	5
第 4 条 (用語の定義)	5
II 通 信 サ ー ビ ス	7
第 1 章 通信サービスの提供	7
第 5 条 (通信サービスの提供区域)	7
第 6 条 (通話及び通信の種類)	7
第 7 条 (通信サービスの種類)	7
第 8 条 (固定電話サービスの種類)	7
第 9 条 削除	8
第 10 条 (固定電話サービスの通話の種類)	8
第 11 条 (総合デジタル通信サービスの種類)	8
第 12 条 (第 1 種総合デジタル通信サービスの通信の種類)	8
第 13 条 (接続回線サービスの種類)	9
第 14 条 (島内専用回線サービスの種類)	9
第 15 条 (映像提供サービスの種類)	9
第 2 章 申 込 み 及 び 契 約	10
第 1 節 加入電話サービスに係る申込み及び契約	10
第 16 条 (加入電話契約の申込みの方法)	10
第 17 条 (加入電話契約の申込みの承諾)	10
第 18 条 (契約の区分)	10
第 19 条 (契約の単位)	11
第 20 条 (契約者回線の終端)	11
第 21 条 (電話番号)	11
第 22 条 (契約の変更)	11
第 23 条 (利用の一時中断)	11
第 24 条 (利用休止)	11
第 25 条 (加入電話契約者が行う加入電話契約の解除)	12
第 26 条 (当社が行う加入電話契約の解除)	12
第 2 節 島内通話用電話サービスに係る申込み及び契約	12
第 27 条 (準用)	12
第 3 節 削 除	12
第 28 条 削除	12
第 29 条 削除	12

第30条 削除	12
第4節 削除	12
第31条 削除	12
第5節 第1種総合デジタル通信サービスに係る申込み及び契約	12
第32条 (契約者回線番号)	12
第33条 (準用)	13
第6節 インタホンサービスに係る申込み及び契約	13
第34条 (契約の単位)	13
第35条 (準用)	13
第7節 接続回線サービスに係る申込み及び契約	13
第36条 (契約の単位)	13
第37条 (準用)	13
第8節 音声帯域専用回線サービスに係る申込み及び契約	13
第38条 (契約の単位)	13
第39条 (音声帯域専用回線の一端)	13
第40条 (契約者回線番号)	14
第41条 (準用)	14
第9節 広帯域専用回線サービスに係る申込み及び契約	14
第42条 (準用)	14
第10節 インターネット接続回線サービスに係る申込み及び契約	14
第43条 (インターネット接続回線サービスの申込みの承諾)	14
第44条 (インターネット接続回線の一端)	14
第45条 (準用)	14
第11節 設備提供サービスに係る申込み及び契約	14
第46条 (設備提供契約の申込みの承諾)	14
第47条 (契約の単位)	14
第48条 (設備提供番号)	15
第12節 ビル内終始回線サービスに係る申込み及び契約	15
第49条 (契約の単位)	15
第50条 (ビル内終始回線の一端)	15
第51条 (ビル内終始回線番号)	15
第52条 (準用)	15
第13節 映像提供サービスに係る申込み及び契約	15
第53条 (契約の単位)	15
第54条 (映像提供サービスの終端)	15
第55条 (カメラ番号)	15
第56条 (準用)	15
第14節 契約者の氏名等の変更及び権利の譲渡等	16
第57条 (契約者の氏名等の変更の届出)	16
第58条 (契約に基づく権利の譲渡)	16

第93条（通話明細内訳書の送付）	25
第8章 協 議	25
第94条（協議）	25
別表第1 付加サービス（第60条関係）	26
1 固定電話サービスの付加サービス	26
2 削除	27
3 第1種総合デジタル通信サービス特有の付加サービス	28
4 第1種総合デジタル通信サービスにおけるパケット交換付加サービス	29
別表第2 端末設備（第76条関係）	30
1 配線設備	30
2 配線設備以外の端末設備（宅内機器）	30
III 情 報 サ ー ビ ス	31
第1章 フライト情報提供サービス	31
第95条（申込み及び承諾）	31
第96条（契約の区分）	31
第97条（端末器の設置等）	31
第98条（料金）	31
第99条（延滞金）	31
第100条（禁止行為）	32
第101条（フライト情報サービス契約者が行うフライト情報サービス契約の解除）	32
第102条（当社が行うフライト情報サービス契約の解除）	32
第103条（違約金）	32
第104条（損害賠償）	32
第105条（フライト情報提供の一時中止）	32
第106条（免責）	32
第107条（立入り調査等）	32
第108条（協議）	33

I 総 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (約款の適用)

関西国際空港における情報通信サービスを一元的に提供する関西エアポートテクニカルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）は、この通信サービス契約約款により通信サービスを提供します。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

第 3 条 (通信の秘密の保護)

当社は、電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）の規定に基づき、通信の秘密の保護を行います。

第 4 条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通話	おおむね 3 キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 共用交換設備	固定電話サービス及び総合デジタル通信サービスにおいて使用される当社が設置する交換設備（その交換設備に接続される付属設備を含みます。）
5 電話サービス	主として通話の用に供することを目的として行う通信サービス
6 固定電話サービス	共用交換設備と契約者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス
7 削除	削除
8 総合デジタル通信サービス	電話・ファクシミリ・データ・画像等の異なったサービスを標準化されたユーザ網インタフェースを介して総合的に提供するサービス
9 インタホンサービス	当社が設置するインタホン交換設備と契約者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する通信サービス
10 接続回線サービス	当社が設置する電気通信設備と契約者の自営電気通信設備又は当社が設置するインタホン交換設備とを接続して提供する通信サービス
11 島内専用回線サービス	空港島内に終始する指定された 2 地点間において、データ伝送、映像伝送等をメタリックケーブル又は光ファイバケーブルを使用して行う通信サービス

1 2 設備提供サービス	電気通信事業者が提供する専用サービス等におけるそれぞれの電気通信回線の終端又は一端が空港島内に設置される場合の空港島内の電気通信設備（新関西国際空港株式会社管理棟内に設置する当社の機械室から契約者が指定する建物の配線盤まで）の提供サービス
1 3 ビル内終始回線サービス	旅客ターミナルビル内又はエアロプラザ内にその回線の起点終点があり、他のビルを経由することなく、そのビル内に終始して専用回線と同様の形態により使用する回線提供サービス
1 4 映像提供サービス	I T Vカメラを使用して映像情報の提供を行う情報通信サービス
1 5 契約者回線	契約に基づいて設置された電気通信回線
1 6 電話番号等	電話番号、契約者回線番号
1 7 契約者回線の利用の一時中断	契約者回線及び電話番号等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすること。
1 8 契約者回線の利用休止	契約者回線及び電話番号等を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすること。
1 9 料金表	当社が別に定める通信サービス料金表
2 0 端末設備	契約者回線の終端又は一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の設置の場所と同一の敷地内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
2 1 端末機器	端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和60年郵政省令第29号）第3条で定める種類の端末設備の機器及び、当社が適切と認めた端末設備の機器
2 2 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
2 3 自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
2 4 空港情報提供システム	当社の旅客案内情報システムに接続し、空港島内・外の関連事業者にフライト情報等を提供するシステム
2 5 フライト情報	航空機の出発時刻、到着時刻、行先、起点、航空会社名、便名等、航空機の運航に関する情報
2 6 専用端末器	当社が提供する空港情報提供サービスに専用で使用される表示器とその付属品
2 7 分岐モニター	専用端末器から分岐して、フライト情報を表示するテレビモニター及びその付属品で、利用者が設置する装置

II 通 信 サ ー ビ ス

第 1 章 通 信 サービスの提供

第 5 条 (通信サービスの提供区域)

当社が通信サービスを提供する区域（以下「通信サービス区域」といいます。）は、関西国際空港の範囲とし、当社の電気通信設備を有する地区とします。ただし、契約者回線の一端又は終端が当社の電気通信設備を有しない地区となる場合は、請求者と別途協議することとします。

第 6 条 (通話及び通信の種類)

通話及び通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
広域網接続通話及び通信	固定電話サービス、総合デジタル通信サービスにおける、空港島内接続通話及び通信以外の通話及び通信
空港島内接続通話及び通信	固定電話サービス、総合デジタル通信サービスにおいて、共用交換設備又はモバイル I P 電話サービス用交換設備の内線相互通信機能を用いて行われる当社の固定電話サービス、モバイル I P 電話サービス及び総合デジタル通信サービスの契約者の通話及び通信

第 7 条 (通信サービスの種類)

当社が提供する通信サービスの種類は、次のとおりです。

- (1) 固定電話サービス
- (2) 削除
- (3) 総合デジタル通信サービス
- (4) インタホンサービス
- (5) 接続回線サービス
- (6) 島内専用回線サービス
- (7) 設備提供サービス
- (8) ビル内配線サービス
- (9) 映像提供サービス

第 8 条 (固定電話サービスの種類)

固定電話サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
加入電話サービス	広域網接続通話及び空港島内接続通話を可能とする固定電話サービス
島内通話用電話サービス	空港島内接続通話のみを可能とする固定電話サービス

第9条 削除

第10条 (固定電話サービスの通話の種類)

固定電話サービスの通話の種類は、ダイヤル通話(通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通信)のみとします。

第11条 (総合デジタル通信サービスの種類)

総合デジタル通信サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
第1種総合デジタル通信サービス	当社が共用交換設備と契約者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して144キロビット/秒で提供する総合デジタル通信サービス

- 2 第1種総合デジタル通信サービスは、1の契約者回線において、2のBチャンネル(64キロビット/秒で信号を送ることが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。)及び1のD16チャンネル(16キロビット/秒で主として制御信号を送ることが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

第12条 (第1種総合デジタル通信サービスの通信の種類)

第1種総合デジタル通信サービスの通信には次の種類があります。

種 類	内 容	
基本通信モード	デジタル通信モード	1のBチャンネルを利用して64キロビット/秒で回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
	通話モード	1のBチャンネルを利用して回線交換方式により主としておおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	パケット通信モード	D16チャンネル(以下「Dチャンネル」といいます。)又はBチャンネルを利用してパケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
(備 考)		
パケット通信モードを利用する場合は、共用交換設備を介さない契約者回線を利用させていただきます。		

- 2 基本通信モードの契約者は、デジタル通信モード及び通話モードにより通信を行うことができ、パケット通信モードの契約者は、デジタル通信モード、通話モード及びパケット通信モードにより通信を行うことができます。
- 3 契約者は、デジタル通信モード又は通話モードによる通信を行う際に、制御信号を利用して通信を行うことができます。この場合において通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。ただし、着信者がその通信を拒む場合は、この限りではありません。
- 4 契約者回線から電話サービスの回線等への通信は、通話モードにより行う場合に限り行うことができるものとし、契約者回線からパケット交換サービスの回線等への通信は、パケット通信モードにより行う場合に限り行うことができるものとし、
- 5 端末設備により送受可能な課金対象パケットのパケット長は、Bチャンネルを利用したパケット通信モードによる通信において最大128オクテット、256オクテット、512オクテット、1,024オクテット、2,048オクテット又は4,096オクテットとし、Dチャンネルを利用したパケット通信モードによる通信において最大128オクテット又は256オクテットとします。

第13条（接続回線サービスの種類）

接続回線サービスには、次の種類があります。

種 類	機 能
共用交換設備と自営放送設備との接続サービス	共用交換設備の電話から特殊番号をダイヤルすることにより自営放送設備に接続され、スピーカで放送することができます。
インタホン交換設備と自営放送設備との接続サービス	インタホン端末から特殊番号をダイヤルすることにより自営放送設備に接続され、スピーカで放送することができます。
共用交換設備とインタホン交換設備との接続サービス	共用交換設備とインタホン交換設備との接続を行い、共用交換設備の電話とインタホン端末が通話できるサービスで、プレフィックスに続けて相手先番号をダイヤルすることにより接続します。
共用交換設備と自営専用網との接続サービス	共用交換設備の電話からプレフィックスに続けて相手先番号をダイヤルすることにより自営専用網と接続できます。
島内イントラネット設備と自営ネットワーク設備との接続サービス	当社の設置する島内イントラネット設備と契約者のネットワーク設備の間で専用線IP接続を行います。

第14条（島内専用回線サービスの種類）

島内専用回線サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
音声帯域専用回線サービス	メタリックケーブルにより直流及び音声帯域（0.3～3.4キロヘルツ程度）の伝送を行うサービス
広帯域専用回線サービス	光ファイバーケーブルにより広帯域伝送を行うサービス
インターネット接続回線サービス	メタリックケーブルにより、インターネット接続を行うサービス
備 考	音声帯域専用回線サービスを符号伝送に利用する場合、当社はその符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、特に4,800ビット/秒を超える符号伝送に利用する場合（いずれの場合も標準的な変復調装置を用いた場合とします。）は十分な品質が得られないことがありますので、あらかじめ了承のうえ利用していただきます。

第15条（映像提供サービスの種類）

映像提供サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
スポット用カメラ映像提供サービス	当社が、スポット塔柱に設置したカメラによりスポット駐機状況等の映像を提供するサービス なお、カメラ稼動制御サービスは、オプションにより提供することが可能です。
屋内可動式カメラ映像提供サービス	当社が、ビル内に設置した屋内可動式カメラにより旅客又は設備の監視を行うための映像を提供するサービス

屋内固定式カメラ映像 提供サービス	当社が、ビル内に設置した屋内固定式カメラにより旅客又は設備の監視を行うための映像を提供するサービス
備 考 カメラ可動制御操作器は、第 7 7 条（特定端末機器の提供）の規定により提供します。	

第 2 章 申 込 み 及 び 契 約

第 1 節 加入電話サービスに係る申込み及び契約

第 1 6 条（加入電話契約の申込みの方法）

加入電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第 1 7 条（加入電話契約の申込みの承諾）

当社は、加入電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、第 8 3 条（通信サービスの提供の制限）により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第 8 8 条（修理又は復旧の順位）の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 当社が適当と認めた次に掲げる者以外の者から、申込みを受けたとき。

ア 新関西国際空港株式会社構内営業規則による構内営業の承認を受けた者

イ 空港の設置又は管理に直接関連を有する業務を行う国及び地方公共団体

ウ 航空運送事業者並びにその関連事業者及び鉄道運送事業等運送事業者

エ 報道通信事業者

オ 電力供給事業者及びガス供給事業者

カ 空港内の事業所内で当該事業所の従業員を対象として事業を行う者

キ 空港内施設の建設、その他の工事及び施設の維持、保安に係る事業を行う者のうち当社が認める者

ク 専ら新関西国際空港株式会社の委託又は請負に係る事業を行う者

ケ その他空港を利用する者の利便を確保するため必要な業務を行う者

(2) 電気通信設備を設置し、保守することが、技術上著しく困難なとき。

(3) 加入電話契約の申込みをした者が加入電話サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき等、当社の業務の遂行上支障があるとき。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社の電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。ただし、第 8 3 条（通信サービスの提供の制限）により優先的に取り扱われる回線についてはこの限りではありません。

第 1 8 条（契約の区分）

加入電話契約には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	料金表に規定する加入金を支払わないもの

- 2 当社は、前項の区分の内タイプ 1 については、平成 25 年 7 月 1 日以降に申込みがあった場合は、これを受け付けません。ただし、第 24 条（利用休止）の規定による、利用休止を行った契約者回線を再利用した場合及び、第 70 条（加入金の支払い義務）第 3 項の規定による、現に利用している当社の通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに通信サービスの契約を締結して提供を受ける場合は、タイプ 1 の申込みを受け付けます。

第 19 条（契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の加入電話契約を締結します。ただし、契約者回線に自営構内交換設備を接続した場合は、自営構内交換機に収容される内線（自営構内交換機外への接続を規制した内線は除きます。）を契約者回線とし、内線ごとに 1 の加入電話契約を締結します。この場合、加入電話契約者は、1 の加入電話契約につき 1 人に限ります。

第 20 条（契約者回線の終端）

当社は、加入電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離であって、堅固に施設できる地点に設置された配線盤を契約者回線の終端とします。

第 21 条（電話番号）

加入電話の電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、第 89 条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定による場合のほか、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は契約者から電話番号の変更の申し出があり、その理由が妥当であると認められる場合には、加入電話の電話番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定のうち、第 89 条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により、加入電話の電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入電話契約者に通知します。

第 22 条（契約の変更）

加入電話契約者は、加入電話契約の一部の変更請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 17 条（加入電話契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 23 条（利用の一時中断）

当社は、加入電話契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断を行います。

第 24 条（利用休止）

当社は、加入電話契約者（タイプ 2 に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止を行います。

- 2 契約者回線の利用休止期間（その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、5 年を限度とします。

- 3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、加入電話契約者が新たに契約者回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算して更に5年を経過したときは、その契約は、解除されたものとします。

第25条 (加入電話契約者が行う加入電話契約の解除)

加入電話契約者は、加入電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

第26条 (当社が行う加入電話契約の解除)

当社は、第85条(通信サービスの利用停止)第1項の規定により加入電話サービスの利用を停止された加入電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入電話契約を解除することがあります。

- 2 当社は、加入電話契約者が第85条(通信サービスの利用停止)第1項各号の規定に該当し、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同条の規定による加入電話サービスの利用停止をしないでその加入電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その加入電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者にそのことを通知します。

第2節 島内通話用電話サービスに係る申込み及び契約

第27条 (準用)

島内通話用電話サービスに係る申込みの方法、申込みの承諾、契約の区分、契約の単位、契約者回線の終端、電話番号、契約の変更、利用の一時中断、利用休止、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、加入電話サービスの場合に準ずるものとします。

第3節 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第4節 削除

第31条 削除

第5節 第1種総合デジタル通信サービスに係る申込み及び契約

第32条 (契約者回線番号)

契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、第89条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定による場合のほか、技術上若しくは業務の遂

行上やむを得ない理由があるとき、又は契約者から契約者回線番号変更の申し出があり、その理由が妥当であると認められる場合には、契約者回線番号を変更することがあります。

- 3 前項の規定のうち、第89条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第33条（準用）

申込みの方法、申込みの承諾、契約の区分、契約の単位、契約者回線の終端、契約の変更、利用の一時中断、利用休止、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、加入電話サービスの場合に準ずるものとします。

第6節 インタホンサービスに係る申込み及び契約

第34条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに、1のインタホン契約を締結します。

第35条（準用）

申込みの方法、申込みの承諾、契約の区分、契約者回線の終端、契約者回線番号、契約の変更、利用の一時中断、利用休止、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、加入電話サービスの場合に準ずるものとします。

第7節 接続回線サービスに係る申込み及び契約

第36条（契約の単位）

当社は、接続回線1回線ごとに、1の接続回線契約を締結します。この場合、接続回線契約者は、1の接続回線契約につき1人に限ります。

第37条（準用）

申込みの方法、申込みの承諾、契約の区分、契約者回線番号、契約の変更、利用の一時中断、利用休止（共用交換設備とインタホン交換設備との接続サービスに係る接続回線契約を除きます。）、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、加入電話サービスの場合に準ずるものとします。

第8節 音声帯域専用回線サービスに係る申込み及び契約

第38条（契約の単位）

当社は、音声帯域専用回線1回線ごとに、1の音声帯域専用契約を締結します。

第39条（音声帯域専用回線の一端）

当社は、音声帯域専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に設置された配線盤を音声帯域専用回線の一端とします。

第40条（契約者回線番号）

契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

第41条（準用）

申込の方法、申し込みの承諾、契約の区分、契約の変更、利用の一時中断、利用休止、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、加入電話サービスの場合に準ずるものとします。

第9節 広帯域専用回線サービスに係る申込み及び契約

第42条（準用）

広帯域専用回線サービスに関する取り扱いについては、音声帯域専用回線サービスの場合に準ずるものとします。

第10節 インターネット接続回線サービスに係る申込み及び契約

第43条（インターネット接続回線サービスの申込みの承諾）

当社は、インターネット接続回線サービスの申込みがあったときは、第17条（加入電話契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うこととします。ただし、電気通信事業者の承諾を得られない場合は、申込みを承諾しません。

第44条（インターネット接続回線の一端）

当社は、インターネット接続回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に設置された配線盤をインターネット接続回線の一端とします。

- 2 インターネット接続回線契約者が指定した場所が、旅客ターミナルビル内又はエアロプラザ内の場合においては、各部屋内に設置した配線盤又は情報コンセントをインターネット接続回線の一端とします。

第45条（準用）

申込の方法、契約者回線番号、契約の変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、音声帯域専用回線サービスの場合に準ずるものとします。

第11節 設備提供サービスに係る申込み及び契約

第46条（設備提供契約の申込みの承諾）

当社は設備提供契約の申込みがあったときは、第17条（加入電話契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うこととします。ただし、電気通信事業者の承諾を得られない場合は、申込みを承諾しません。

第47条（契約の単位）

当社は、設備提供回線1回線ごとに、1の設備提供契約を締結します。この場合、設備提供契約者は、1の設備提供契約につき1人に限ります。

第48条（設備提供番号）

設備提供番号は、1の設備提供回線ごとに当社が定めます。

第12節 ビル内終始回線サービスに係る申込み及び契約

第49条（契約の単位）

当社は、ビル内終始回線1回線ごとに、1のビル内終始回線契約を締結します。この場合、ビル内終始回線契約者は、1のビル内終始回線契約につき1人に限ります。

第50条（ビル内終始回線の一端）

ビル内終始回線がメタリックケーブルの場合においては、各部屋内の配線をビル内終始回線の一端とします。

- 2 ビル内終始回線が光ファイバーケーブルの場合においては、各部屋の直近の中間配線盤をビル内終始回線の一端とします。

第51条（ビル内終始回線番号）

ビル内終始回線番号は、1のビル内終始回線ごとに当社が定めます。

第52条（準用）

申込みの方法、申込みの承諾、契約の変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、音声帯域専用回線サービスの場合に準ずるものとします。

第13節 映像提供サービスに係る申込み及び契約

第53条（契約の単位）

当社は、スポット用カメラ、屋内可動式カメラ、屋内固定式カメラの各映像提供サービスのそれぞれ1カメラごとに、1の映像提供契約を締結します。この場合、映像提供契約者は1の映像提供契約につき1人に限ります。ただし、1のカメラについて複数の映像提供契約を締結することがあります。

第54条（映像提供サービスの終端）

当社が指定したビル内の配線盤を映像提供サービスの終端とします。

第55条（カメラ番号）

カメラ番号は、1の映像提供契約ごとに当社が定めます。

第56条（準用）

申込みの方法、申込の承諾、契約の変更、契約の区分、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱いについては、音声帯域専用回線サービスの場合に準ずるものとする。

第14節 契約者の氏名等の変更及び権利の譲渡等

第57条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、その氏名、名称又は住所に変更があったときは、速やかに所定の届出書を当社に提出していただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提出をしていただくことがあります。

第58条（契約に基づく権利の譲渡）

契約者は、契約に基づいて通信サービスの提供を受ける権利の譲渡をするときは、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。ただし、加入電話契約、島内通話用電話契約、第1種総合デジタル通信契約、インタホン契約、接続回線契約、音声帯域専用回線契約、広帯域専用回線契約、映像提供契約のタイプ2に係る契約、共用交換設備とインタホン交換設備との接続サービスに係る接続回線契約に基づく権利は、譲渡することができません。

- 2 契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。
- 3 当社は、前項の規定により契約に基づく権利の譲渡の承認を求められたときは、その権利を譲り受けようとする者が第17条（加入電話契約の申込みの承諾）第2項（1）又は（3）の規定に該当する場合を除いて承認します。
- 4 契約に基づく権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第59条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

第15節 付加サービス

第60条（付加サービスの提供）

当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について別表第1（付加サービス）に規定する付加サービスを提供します。

第61条（付加サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、その付加サービスの一時中断（その付加サービスに係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

第62条（利用休止があった場合の取り扱い）

当社は、付加サービスを提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加サービスを廃止します。

第 3 章 通 信 時 間 等 の 測 定

第63条（通信時間等の測定）

通信時間は、契約者回線等を相手方に接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

- 2 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時は、その時間は、前項の通信時間に含みません。
- 3 課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手方に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

第 4 章 工 事

第64条（自営端末設備までの電気通信線路）

当社は、契約の申込みがあったときは、当社の機械室から契約者の指定する場所の配線盤（契約者回線の終端又は一端）までの電気通信設備の工事（設置、改修等を含みます。以下この条において同じとします。）を行います。

- 2 前項の契約者回線の工事は、契約者により行うことはできません。
- 3 当社は、契約者から請求があったときは、端末設備の工事を行います。

第 5 章 料 金

第65条（通信サービス料金）

当社が提供する通信サービスに係る料金（以下「料金」という。）の体系並びに算定方法及び単価は、料金表第1表（料金体系）及び料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）のとおりとします。

- 2 料金の算定方法及び単価は、あらかじめ契約者にお知らせします。また、これを変更するときも、同様とします。

第66条（基本料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、端末設備又は付加サービスの提供を開始した日から起

算して契約の解除又は端末設備若しくは付加サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定する基本料及び付加サービス使用料（以下「基本料金」といいます。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、契約者回線の利用の一時中断等により通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1) 契約者回線の利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 第85条（通信サービスの利用停止）第1項の規定による通信サービスの利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、通信サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合（3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその通信サービスについての基本料金
2 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその通信サービスの基本料金
3 移転に伴って、通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により通信サービスを利用しなかった場合で、その設備又は電話番号等を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその通信サービスの基本料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときには、その料金を返還します。

第67条（基本料金の日割）

基本料金は、次の各号の一に該当するときで、通信サービスの利用日数が1ヵ月に満たない場合には、通信サービスの利用日数に応じて日割計算により算出するものとします。

- (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線、端末設備又は付加サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日により契約の解除又は端末設備若しくは付加サービスの廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線、端末設備又は付加サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又は端末設備若しくは付加サービスの廃止があったとき。
- 2 前項の規定による基本料金の日割は、暦日数で計算するものとします。

第68条（通信料金の支払義務）

契約者は、その契約者回線から行った通信及び料金着信払いの取扱いを受けた通信について、第63条（通信時間等の測定）の規定により測定した通信時間と料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）の規定とに基づいて算定した通信料金（基本料金を除きます。以下この条において同じとします。）の支

払いを要します。

- 2 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する月の前12ヵ月の各月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た料金額の支払いを要します。また、過去12ヵ月間の実績を把握できない場合は、把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 各月の通信料金の算定は、料金表第3表（料金の計算期間）により計算します。

第69条（契約料の支払義務）

契約者は、通信サービスに係る契約の申込み又は契約種別変更の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定するところにより契約料の支払いを要します。ただし、その契約者回線の設置又は変更の工事の着手前にその契約の解除があつたときは、この限りではありません。この場合、既にその契約料が支払われているときは、当社は、その契約料を返還します。

第70条（加入金の支払義務）

契約者は、通信サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定するところにより加入金の支払いを要します。ただし、契約者回線の設置工事の完了前にその契約の解除があつたときは、この限りではありません。この場合、既にその加入金が支払われているときは、当社は、その加入金を返還します。

- 2 前項の加入金の支払いについて、平成25年7月1日以降に申込みをした通信サービスには、これを要しません。この場合において、契約者は料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定するタイプ2の料金の支払いを要します。
- 3 第1項の加入金の支払いについては、現に利用している当社の通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに通信サービスの契約を締結して提供を受ける場合は、現に利用している当社の通信サービスに係る加入金については、新たに契約を締結して提供を受ける通信サービスの加入金に充当することができます。

加入金の差額負担の適用は次によります。

新たに契約を締結する通信サービスの加入金の合計額	－	契約を解除する通信サービスの加入金の合計額	=	支払いを要する加入金（残額がある場合に限り。）
--------------------------	---	-----------------------	---	-------------------------

- 4 当社は、前3項によるほか、契約者がその契約を解除した場合は、加入金の返還は行わないものとします。

第71条（工事料等の支払義務）

契約者は、契約の申込み、契約の変更又はその他工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定するところにより工事手続料及び工事料の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、契約の変更の取消し又はその他工事を要する請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があつた場合は、この限りではありません。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分及び原状に復帰するための工事について、当社が別に算定した額に所定の消費税等相当額を加算した額を負担していただきます。

第72条（譲渡承認手数料の支払義務）

契約者は、第58条（契約に基づく権利の譲渡）の規定により、通信サービスを受ける権利の譲渡の承認を受けようとするときは、料金表第4表（譲渡承認手数料）に規定する譲渡承認手数料の支払いを要します。ただし、当社がその譲渡を承認しなかったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第73条（料金の支払い）

契約者は、当社の請求に基づき、料金を指定された期限までに指定された方法で支払っていただきます。

- 2 当社は、前項の料金の請求に当たっては、所定の消費税等相当額を加算します。

第74条（延滞金）

契約者は、前条の料金、第90条（違約金）の違約金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第75条（端数処理）

料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第6章 使 用 等

第76条（端末設備の設置、接続、変更及び廃止）

当社が設置した電気通信設備に接続する端末設備（別表第2の端末設備）は、原則として契約者が設置するものとします。この場合、インタホンサービスに係る端末機器については、当社が定める機種の中から選定していただきます。

- 2 契約者は、当社が設置した電気通信設備に自営端末設備を接続し、又はこれを変更若しくは廃止しようとするときは、当社がその必要がないと認めた場合を除き、あらかじめ所定の様式により当社に提出していただきます。

第77条（特定端末機器の提供）

前条第1項の規定にかかわらず、映像提供サービスのカメラ可動制御操作器は、当社が提供します。

第78条（通信サービスの開始）

当社は、契約者が設置した自営端末設備が通信サービスの提供の開始に支障がないと認められるときは、

契約者と協議の上、通信サービスの提供開始日を決定します。

第79条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。なお、前述の行為が行われたことを確認した場合は、その該当の自営端末設備若しくは自営電気通信設備を取りはずしていただきます。
 - (3) 契約者回線に自営構内交換機を接続したときは、故意に虚偽の内線数を申込まないこと。この場合、当社は、内線数確認検査を行うことがあります。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は棄損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第80条（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

契約者回線の終端又は一端のある敷地内（これに準ずる区域内を含みます。以下同じとします。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- 2 契約者は、契約者回線の終端又は一端のある敷地内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の設備を使用するときは、自己の負担によりその設備を設置し提供していただきます。

第81条（契約者からの電気の提供）

当社が契約に基づき提供する端末設備で電気が必要な場合には、必要な電気は契約者から提供していただきます。

第82条（通信サービスの提供の一時中止）

当社は、次の場合には、通信サービスの提供を一時中止することがあります。

- (1) 当社が設置した電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第83条（通信サービスの提供の制限）の規定により、通信サービスの提供を一時中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により通信サービスの提供を一時中止し、又は再開するときは、あらかじめその理由、提供の一時中止をする日時及び再開する日時を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第83条（通信サービスの提供の制限）

当社は、通話及び通信が著しくふくそうし、通信サービスの全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、

通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信サービスを優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めただけのものに限ります。）以外のものによる通信サービスの提供を一時中止する措置をとることがあります。

機 関 名
航空管制機関
空港設置管理機関及びその関連機関
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
輸送・交通の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第84条（映像提供サービスの提供の中止）

当社は、映像提供サービス契約者が次の事項に該当したと認めたときは、映像提供サービスの提供を中止することがあります。

- (1) VIP来訪時等、空港における警備の状況が判然となるようなカメラ操作を行ったとき。
 - (2) 緊急時（例えばハイジャック等）、空港における警備の状況が判然となるようなカメラ操作を行ったとき。
 - (3) 管制塔の内部を撮影するなど航空保安業務の遂行に支障を来すようなカメラ操作を行ったとき。
 - (4) 第15条に定めるサービス内容と異なる目的で映像提供サービスによる映像を使用したとき。
- 2 当社は、前項の規定により映像提供サービスの提供を中止する時は、あらかじめその理由及び提供の中止をする日時を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 当社は、映像提供サービスの提供の中止によって生じた損害については、当社の責めに帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとします。
 - 4 映像提供サービス契約者は、映像提供サービスにて入手した映像を使用したことにより、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等を受けた場合には、映像提供サービス契約者自らの責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

第85条（通信サービスの利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で、その事実が解消され、かつ、当社で確

認するまでの期間、通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第79条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社が設置した電気通信設備に、当社の承認を得ないで自営端末設備を接続したとき。
- 2 当社は、前項の規定により通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第86条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の社員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者に料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定する派遣料を負担していただきます。

第87条（保守の範囲）

当社が提供する通信サービスにおいて、当社が保守する範囲は、当社が設置した電気通信設備の範囲のみとします。

第88条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第83条（通信サービスの提供の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話及び通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	航空管制機関に設置されるもの 空港設置管理機関及びその関連機関に設置されるもの 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 輸送・交通の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第89条（修理又は復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその電話番号等を変更することがあります。

第90条（違約金）

当社は、契約者が第79条（利用に係る契約者の義務）第1項（1）、（3）又は（4）の規定に該当し、そのために料金の支払いを免れたときは、その免れた金額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の3倍に相当する金額に消費税等相当額を加算した額を違約金として支払っていただきます。

第91条（損害賠償）

当社は、当社の責めに帰すべき理由により通信サービスを提供しなかったときは、その通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。但し、上記の「24時間」とあるのは、音声帯域専用回線サービスは「12時間」、広帯域専用回線サービスは「3時間」と読み替えます。（以下この条において同じとします。）但し、故意又は重大な過失によりサービスの提供をしなかったときは、上記の規定は適用しません。

2 前項の場合において、当社は、通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし賠償します。

（1）基本料金

（2）料金表第2表（通信サービス料金算定方法及び単価）に規定する通信料金の中の従量料金（通信サービスを提供しなかった事実が発生した月の前6ヵ月の1日当たりの平均通信料金）

3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、第67条（基本料金の日割）第2項及び第75条（端数処理）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により通信サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は、適用しないものとします。

5 契約者は、故意又は過失により、当社が設置した電気通信設備を損傷し、又は亡失することにより、当社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

第92条（免責）

当社は、通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第7章 付随サービス

第93条（通話明細内訳書の送付）

当社は、固定電話サービス、第1種総合デジタル通信サービスに係る広域網接続通話及び通信の通話明細内訳を記録している契約者回線について、契約者から請求があったときは、通話明細内訳書を送付します。

- 2 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5表（通話明細内訳書送付手数料）に規定する手数料及び郵送料（実費）の支払いを要します。

第8章 協 議

第94条（協議）

当社から通信サービス及びその他のサービスの提供を受けようとする者から請求があった場合において、この約款により難しい事情がある場合は、当社は、請求者と協議するものとします。

別表第1 付加サービス（第60条関係）

1 固定電話サービスの付加サービス

（*印のサービスは、第1種総合デジタル通信サービスでも提供します。）

付加サービスの種類	機能
1 ダイヤルイン *	空港島外の電話から、ダイヤルイン番号をダイヤルすることにより直接共用交換設備の内線呼び出すことができます。
2 コールウェイティング *	通話中の内線に他の内線から着信があった場合、現在の通話を保留して、その着信に応答することができます。
3 通話中転送	内線が通話中の相手（広域網接続通話、空港島内接続通話）を他の内線に転送したい場合、電話機のフッキング操作等と転送先内線番号をダイヤルすることにより転送できます。
4 話中転送	内線通話時、着信してきた呼を、あらかじめ登録した内線に自動的に転送できます。
5 可変不在転送 * (空港島内電話への転送)	夜間又は一時的な不在のため応答できない場合、転送先の内線番号を登録しておくことにより、登録以降の着信については登録された内線に着信します。
6 三者通話 *	内線相互通話中に他の内線呼び出して通話に参加させ、三者間での通話を行うことができます。
7 ホットライン	受話器を上げるだけであらかじめ設定された内線に接続し通話ができます。
8 内線代表 *	着信内線が話中の場合、あらかじめ登録された代表グループの空き内線に自動的に着信します。
9 コールピックアップ	同一グループ内の他内線への着信時、特殊番号をダイヤルすることにより、自内線で応答できます。
10 発着信専用 *	契約者回線について、発信専用又は着信専用とすることができます。
11 県間市外回線選択 *	県間市外通話は、基本的にNTTコミュニケーションズの回線を利用しますが、通話先が160km以上の通話について自動的にソフトバンクの回線を利用することができます。
12 転送電話 * (空港島内外電話への転送)	夜間又は一時的な不在のため応答できない場合、転送先の電話番号を登録しておくことにより、登録以降の着信については登録された電話番号に着信します。
13 発信者番号通知	発信者番号を着信者に通知することができます。
14 発信者番号表示 *	電話をかけてきた相手の電話番号を電話機その他端末機器に表示させることができます。利用するにあたっては、発信電話番号などの表示ができる自営端末設備が必要となります。

3 第1種総合デジタル通信サービス特有の付加サービス

付加サービスの種類	機 能
1 発信者番号通知	発信者番号を着信者に通知できます。(発信者は呼ごとに通知の可否を選択できます。ダイヤルイン番号を通知することもできます。)
2 サブアドレス通知	電話番号のほかにサブアドレス(内線番号)を指定することによって、ダイヤルインと同様に特定の通信機器に着信できます。
3 料金情報通知	広域網接続通話及び通信の場合に、通信終了時に、その呼に要した通信料を円単位で通知します。なお、空港島内接続通話及び通信の場合は、料金情報通知はできません。
4 通信中着信通知	すでに通話中で情報チャンネルがふさがっている時に他から着信があった場合、信号チャンネル(Dチャンネル)を通じて着信があったことが通知されます。(着信情報には、発信者番号、ユーザ間情報等が含まれます。)ただし、着信通知中にさらに他から着信があった場合、着信通知はされません。また、通信機器からの操作で一時的にこのサービスを停止することも可能です。
5 通信中機器移動	通信中にその通信を一時中断し、同一バス配線上の他のコネクタに移動した後、通信を再開することができます。 同一種別の通信機器が複数あるときは、通信を一時中断後、他の同一種別の通信機器から通信を再開できます。
6 内線ダイヤルイン	総合デジタル通信端末の内線相互接続で、マルチ接続端末ごとに電話番号を設定することにより、通信機器を選択して着信できます。
7 コールウェイティング	通話中に着信があった場合、通話中の相手を保留し、1のBチャンネルを利用してその着信に応答できます。通話中着信の利用状態から三者通話や通信中転送に移行することができます。本サービス利用者は、発信者番号通知を利用して第三者からの着信に応答するか否かを選択できます。
8 三者通話	通話中に第三者を呼び出し(広域網接続通話による呼び出しはできません。)、同じチャンネルを使って三者間で通話できます。
9 通信中転送	総合デジタル通信端末で行っている通信を1のBチャンネルを使って第三者に転送できます。

4 第1種総合デジタル通信サービスにおけるパケット交換付加サービス

付加サービスの種類	機能
1 相手固定接続	論理チャネルごとに通話相手が固定（登録）され、ダイヤル操作、発呼及び切断の操作なしでパケット通信ができます。
2 端末多重化機能	1のDチャネルに複数の端末を接続して、同時にDチャネルによるパケット通信が行えます。
3 パケット多重化機能	B又はDチャネルに複数の論理チャネルを利用することにより、1通信機器から同時に複数の相手とパケット通信を行うことができます。
4 閉域接続	ユーザが閉域グループ内のみ通信する場合のように、限られた相手のみと通信を希望する場合に利用するパケット通信です。なお、この機能を利用する契約回線については、相手固定接続機能は提供しません。
5 発着信専用	論理チャネルグループごとに発信専用、あるいは着信専用を指定することができます。
6 着信課金	<p>呼ごとに発信者側の請求により通信料が着信者に課金されるサービスです。</p> <p>(1) その契約者回線へ着信する通信がパケット通信モードによるもの に限り、この機能を利用できます。</p> <p>(2) この機能を利用する契約者回線については、相手固定接続機能は提供しません。</p>

別表第2 端末設備（第76条関係）

1 配線設備

種 類	種 類	適 用
配 線	(1) 契約者回線の終端と電話機その他端末機器との間又は端末機器相互間に設置する線条（ジャック及びローゼットを含みます。）をいいます。 (2) 配線には、次の種類があります。 加入電話、島内通話用電話、総合デジタル通信、インタホン、その他	配線設備は、原則として契約者が設置するものとします。

2 配線設備以外の端末設備（宅内機器）

(1) 当社が提供する端末機器

映像提供サービスのカメラ可動制御操作器

(2) 原則として契約者が設置する端末機器

ア 当社指定の機種から選定する端末機器

インタホン端末機

イ その他の端末機器

第4条（用語の定義）第21欄に規定する端末機器で上記アに規定するもの以外のもの

(3) 共用交換設備に接続することができない端末機器

ピンク電話機

III 情報サービス

第1章 フライト情報提供サービス

第95条（申込み及び承諾）

当社からフライト情報の提供を、専用端末器またはシステム接続により受けようとする者は、会社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- 2 当社は前項の申込みを承諾した場合は、申込書の写しに受付印を押印し、これを承諾書として発行します。
- 3 フライト情報の提供に係る契約は、当社が前項の承諾書を発行したときに成立したものとします。

第96条（契約の区分）

フライト情報提供サービス契約には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	料金表に規定する加入金を支払わないもの

第97条（端末器の設置等）

専用端末器の設置において、高所、壁埋込み等の特殊形態による表示器の設置に必要な工事費、及び分岐モニターの設置に係る費用は契約者負担とします。

- 2 前項の特殊形態設置の専用端末器の契約期間中の故障等による交換、及び撤去に係る工事費も契約者負担となります。

第98条（料金）

契約者は、情報の提供を受けた日から、情報の提供に係る料金（以下「料金」といいます。）の支払いを要します。

- 2 料金は、契約時にお支払い頂く「一時払金」と、月々お支払い頂く「月額料金」があり、サービスの提供方式により料金表第6表（情報サービス料金算定方法及び単価）のとおりとします。
- 3 情報提供サービスの利用日数が1ヶ月に満たない場合の月額料金は、利用日数に応じて日割計算（暦日数）するものとします。
- 4 契約者に適用される加入金は、契約の終了後も返還は行わないものとします。
- 5 電気通信事業者等へ支払う回線使用料等は契約者負担とします。
- 6 島内回線に関する事項は、本約款の「II 通信サービス」の内容を適用します。
- 7 契約者は、当社の請求に基づき、料金を指定された期限までに指定された方法で支払っていただきます。

第99条（延滞金）

当社は、契約者が料金について支払い期日を経過してもなお、支払いがない場合には、第55条の条項を適用するものとします。

第100条（禁止行為）

契約者は、専用端末器に改造を加えたり、無断で分岐モニターを接続する等の変更を加えてはなりません。

- 2 契約者は、専用端末器を滅失、き損、汚損、又はその恐れのある行為をしてはなりません。
- 3 契約者は、フライト情報を旅客への案内および自社業務以外の用に供してなりません。
- 4 契約者は、フライト情報を自社の施設内においてのみ利用するものとし、これ以外の地域での利用に供してはなりません。
- 5 契約者は、当社の提供するフライト情報を、航空機の就航率、遅延率等の統計資料の作成に利用してはなりません。

第101条（フライト情報サービス契約者が行うフライト情報サービス契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとする時は、解除しようとする日の3ヶ月前までに所定申請書を当社に提出していただきます。この場合において、その契約は解除の日をもって終了するものとします。

第102条（当社が行うフライト情報サービス契約の解除）

当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、フライト情報サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第100条（禁止行為）の各項の一に違反したとき。
- (2) 料金を3月以上支払わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この約款に違反したとき。

第103条（違約金）

当社は、利用者が第100条（禁止行為）第1項の規定に違反して専用端末器に改造を加えたり、無断で分岐モニターを接続する等の変更を加え、そのために料金の支払を免れたときは、第90条（違約金）の条項を適用するものとします。

第104条（損害賠償）

契約者は、故意又は過失により、専用端末器に変更を加え、又はこれを滅失し、き損し、若しくは汚損することにより当社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

第105条（フライト情報提供の一時中止）

当社は、次の各号に掲げる場合は、フライト情報の提供を一時中止することがあります。

- (1) 「空港情報提供システム」に故障が生じたとき。
 - (2) 「空港情報提供システム」の修理その他の工事を施すとき。
 - (3) その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項のサービス中止による料金の変更はないものとします。

第106条（免責）

当社は、情報提供の一時中止又は情報の誤り等によって生じた損害については、当社の責めに帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとします。

第107条（立入り調査等）

当社は、空港情報提供システムの管理上必要があるときは、契約者の施設に立ち入り、専用端末器の接続

構成について調査することができるものとします。

- 2 前項の規定により立ち入りをする担当者は、当社が発行した身分証明書を携帯し、契約者から請求があったときは、これを提示します。
- 3 当社が第1項の規定により立入調査を行った結果、必要があると認めるときは、契約者は適切な改善措置を行っていただきます。

第108条（協議）

当社からフライト情報の提供を受けようとする者からの請求があった場合において、この約款により難しい特別な事情がある場合は、当社は請求者と協議するものとします。

附 則

この約款は、1994年4月1日から実施します。

附 則

この改正は、2001年6月1日から実施します。

附 則

この改正は、2002年4月1日から実施します。

附 則

この改正は、2006年3月1日から実施します。

附 則

この改正は、2007年4月1日から実施します。

附 則

この改正は、2012年3月1日から実施します。

附 則

この改正は、2012年6月1日から実施します。

附 則

この改正は、2013年7月1日から実施します。

附 則

この約款は、2019年4月1日から実施します。（社名変更）

附 則

この約款は、2019年12月16日から実施します。